外国為替法令の解釈及び運用について（抄）

昭和55年11月29日付蔵国第4672号

別　紙

第１章　総則

（関係法令の略称）

０－１

（略）

（本邦法人の海外支店等の行為）

５－０

１　本邦法人の外国にある支店、工場その他の事務所（以下「海外支店等」という。）の行為が、当該法人の財産又は業務に影響する場合は、当該海外支店等の行為について、法の規定及び法の規定に基づく命令の規定（以下「外国為替法令の規定」という。）の適用があるものとする。

２　本邦法人の海外支店等相互間の行為が、当該法人の財産又は業務に影響する場合は、外国為替法令の規定の適用があるものとする。

３　本邦法人の海外支店等と当該法人の本邦にある本社、支店、その他の事務所との間の行為は、非居住者と居住者との間の行為として、外国為替法令の規定の適用があるものとする。

（居住性の判定基準）

６－１－５、６

１　個人（３に掲げる者を除く。）

個人の居住性は、当該個人が本邦内に住所又は居所を有するか否かにより判定されるが、その判定が困難である場合もあるので、次に掲げるところにより、本邦内に住所又は居所を有するか否かを判定するものとする。

(1) 本邦人の場合

イ　本邦人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所が外国にあるものと推定し、非居住者として取り扱う。

(ｲ) 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者

(ﾛ) ２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者

(ﾊ) (ｲ)又は(ﾛ)に掲げる者のほか、本邦出国後外国に２年以上滞在するに至つた者

(ﾆ) (ｲ)から(ﾊ)までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が６月未満のもの

ロ　イにかかわらず、本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱う。

(2) 外国人の場合

イ　外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者と

して取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。

(ｲ) 本邦内にある事務所に勤務する者

(ﾛ) 本邦に入国後６月以上経過するに至つた者

ロ　イにかかわらず、次に掲げる者は、非居住者として取り扱う。

(ｲ) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者

(ﾛ) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。

(3) 家族の居住性

居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が、専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うものとする。

２　法人等(法人、団体、機関その他これらに準ずるものをいい、３に掲げるものを除く。)

法人等の居住性は、本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるが、法人等の支店、出張

所その他の事務所等の居住性については次によるものとする。

(1) 本邦の法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所は、非居住者として取り扱う。

(2) 外国の法人等の本邦にある支店、出張所その他の事務所は、居住者として取り扱う。

(3) 本邦の在外公館は、居住者として取り扱う。

(4) 本邦にある外国政府の公館(使節団を含む。) 及び本邦にある国際機関は、非居住者として取り扱う。

３　合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

(1) アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等は、非居住者である。(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和27年政令第127号)第３条)

(2) 国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等及び軍事郵便局並びに政府が国際連合の軍隊と合意して定めるところに従い財務大臣が指定する者は、非居住者である。(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和29年政令第129号)第３条)

４　居住性の認定申請手続

個人及び法人等の居住性は、上記１から３までの基準により判定されるが、その居住性の明白でない場合において、居住者又は非居住者の区別について、財務大臣の認定を受けようとするときは、外為省令第３条に規定する手続により認定の申請をするものとする。この場合において、当該申請者は、営業又は勤務に従事しているかどうか、収入をどこで受けているか等について資料を提出し、当該申請に係る居住性を立証するものとする。

以下　省略